

移動等円滑化取組計画書

令和 8 年 6 月 12 日

住 所 宮崎県宮崎市大字赤江 宮崎空港内
事業者名 株式会社ソラシドエア
代表者名（役職名及び氏名）代表取締役社長 山岐 真作

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- ユニバーサルデザインの実現に向けて、お客様の声から課題を抽出し、ハード・ソフト両面の環境整備を行う。 - ユニバーサル教育資料の改訂および空港旅客ハンドリング職員を対象に定期訓練を実施。全社員向けには、空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間のユニバーサルに関する相互研修の様子について通信を配信し、理解・関心を高め、知識向上に努める。 - 機材については、現有機材はすべて基準を満たしており、今後導入する機材も基準を満たすものを導入していく。	
---	--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
機材の更新	- 当社の航空機はすべて移動等円滑化基準に適合している。 - 今後も、同基準に適合した機材の導入計画を検討する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
提供役割の明確化	- パッセンジャータラップ車の定期訓練（緊急時の操作を含む）を実施するとともに、操作・使用マニュアルを定期的に検証し、必要に応じて改訂を行う。 - お客様の多様なニーズに対応できるよう、空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間の会議等を通じて連携を強化し、円滑なサービスの実現に向けて定期的に議論を行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助スキルの強化 および維持	- サービス介助士資格取得者（自社対応空港旅客ハンドリング職員）から未取得者へのスキル継承を行う。 - お手伝いの必要なお客様に安心してご利用いただける環境を提供していく。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の充実化	- 旅客サービスシステムの刷新に伴い、お客様に的確な情報を迅速に伝えるメール配信システムを構築する。 - WEB サイトは随時改修を行い、視認性・可読性・判読性をさらに向上させる。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接客教育の充実化	- 日本ケアフィット共育機構の講習会へ参画し、既存のサービス介助士資格取得者向けにリカレント教育を実施。 - 新入社員へのユニバーサル訓練、および年 1 回の空港旅客ハンドリング係員へのユニバーサルに関する定期訓練を実施。 ※ 公共交通事業者に向けた接客ガイドライン資料抜粋 - 定期的にユニバーサル通信を配信し、全社員のユニバーサルサービスの知識を深める。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	該当なし。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- 昨年度から継続して、空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間の相互研修を実施し、業務体験やディスカッションを通して、部門を超えたコミュニケーションの強化を図る。業務理解を深めることで、ミスが起こりにくい環境を構築させる。また、同業他社ともディスカッションを行い、知見を広げる。 - お客様からの声を蓄積・分析し、お客様視点を持って部門横断的に改善へ向けた取組を行う。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
情報提供の充実化	旅客サービスシステムの刷新に伴い、お客様に的確な情報を迅速に伝えるメール配信システムを構築する。	旅客サービスシステムの刷新に伴いメール配信システムにおいても刷新され、お客様へ的確な情報を迅速に提供できるようになるため。（遅延・欠航便の情報に加えて予約変更や振替に関する情報提供が可能となる。） 昨年度計画していたアナウンス内容を文字で確認するシステム構築・導入については、メール配信システムの刷新に伴い的確な情報をお客様へ提供できるようになるため、導入を見送る方針となった。

V 計画書の公表方法

ホームページで公表

VI その他計画に関連する事項

なし

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。